

15 国民の保護のための法制に関する要望について

(内閣府・消防庁)

京都市は、人口147万人の大都市であるとともに、世界遺産をはじめ多くの貴重な文化財を有する日本を代表する歴史都市であります。また、地形的には、盆地の特性から周囲を山で区切られ、外部からの進入路が限られるとともに、桂川、宇治川、鴨川等の橋梁が破壊された場合に大きな交通支障が生じることとなります。更に、東海道新幹線、名神高速道路などが市域を横断するとともに、北陸、山陰方面への交通結節点の位置にあるなど国土交通軸上も大きな役割を果たしております。

本市においては、国土や国民の生命・財産を守る国民保護法制の施行に当たり、市民の安全の確保を図るため、次の事項を要望します。

要望事項

1 財政上の措置

- (1) 国民保護のために地方公共団体が果たすべき役割に対する活動経費や必要な施設整備に要する経費に関して、国の責任において財政上の措置を講じること
- (2) 大都市の特例により指定都市が行うこととなっている救援措置について、国，都道府県，指定都市の関係を明確にすること。
また，指定都市が処理する事務に係る経費については，指定都市に財政上の措置を講じること

2 国民の保護に関する基本指針の策定等

- (1) 国における「国民の保護に関する基本指針」の策定に当たっては，大都市における多数で広範囲な住民や昼間流入者に対する避難誘導方法を具体的に示し，早期に策定すること
- (2) 国民保護のための措置を実施する際に，私権の制限が行われる場合の国民の権利利益の救済や私権の制限に係る事務手続き等における具体的な要件，処理基準等を明確化すること

主な要望先：内閣府（内閣官房） 消防庁（総務課国民保護準備室）

本件に関する連絡先：消防局 防災危機管理室 危機管理課長 一本木正行 TEL 075-212-6793